

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月25日
【会社名】	株式会社キャンドウ
【英訳名】	CAN DO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 城戸 一弥
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長城戸一弥は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年2月28日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下、「全社的な内部統制」）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」）の財務報告の信頼性及び影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性及び影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しております。具体的には、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない連結子会社については、財務報告に対する金額的及び質的重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断しております。

当社グループの主な事業が「100円ショップ」の小売業及び卸売業であり、経営管理上各事業拠点における売上高が事業活動の成長を計る指標として最も重要視されていることから、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が最も適切であると判断しました。

全社的な内部統制の評価結果が良好であることを踏まえ、事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額の高い拠点から合算していき、連結売上高のおおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。

選定した重要な事業拠点である当社は、小売業及び卸売業を営んでおり、商品仕入及び販売並びに在庫管理が収益獲得活動であることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、「売上高」、「売上原価」、「売掛金・未収入金」、「棚卸資産」に係る業務プロセスを評価の対象としました。これらの勘定科目は、小売業及び卸売業の収益獲得過程の中核をなす勘定科目であり、金額的重要性が高く財務報告に与える影響が大きい点で共通しております。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、固定資産の減損プロセス、税効果プロセス、資産除去債務プロセス等を評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。